

豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市未来産業創出事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本市で新技術又は新事業の創出を目指す事業者等が実施する、市場調査や産学連携等による研究開発、製品開発、実証実験等に要する経費に対し予算の範囲内において補助することにより、地域産業に変革をもたらす新技術又は新事業の創出を促進することを目的とする。

(補助対象者等)

第3条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

(1) 補助金の申請をしようとする年度においてこの補助金の交付を受けている者

(2) 本市に納付すべき市税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(4) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) その他市長が適当でないと認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる補助金等の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業は、補助事業としない。

- (1) 本市の他の制度に基づく補助金等
- (2) 国、都道府県の制度に基づく補助金等
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の補助対象経費の欄に掲げる経費であって、補助事業の実施のために必要があると市長が認めたものとする。

- 2 補助金の額は、別表第1の補助事業の欄に掲げる補助事業ごとの補助率及び補助限度額の欄に掲げる額とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助対象経費は、補助金の交付の決定から補助事業の完了までに契約又は発注により発生した経費であって、証拠書類（帳簿類及び原則銀行振込による振込書）によって補助事業に要した金額、支払等が確認できる経費とする。
- 4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する費用及び他の補助金の対象経費となる費用を含まないものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市未来産業創出事業補助金交付申請書（様式第1）に別表第2の補助事業の欄に掲げる補助事業ごとにそれぞれ必要書類の欄に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市未来産業創出事業補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとする場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ豊橋市未来産業創出事業補助金計画変更等承認申請書（様式第3）に補助事業の内容の変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別表第1の補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、交付決定額に変更を生じない流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる変更を除く。

ア 補助事業の目的を変更するものではなく、かつ、補助事業者の創意により、より能率的な補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的及び事業の能率に関係がない事業計画の変更である場合

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めるときは、豊橋市未来産業創出事業補助金変更等決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第10条第1項の規定による補助事業の完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、豊橋市未来産業創出事業補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1） 補助対象経費の支出を証する書類

（2） 補助事業を実施したことが確認できる成果報告書（写真及び成果品を含む。）

（3） その他市長が必要と認める資料

（補助金の額の確定）

第9条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、豊橋市未来産業創出事業補助金確定通知書（様式第6）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用が増加した価格が50万円以上のもの（以下、処分制限財産という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、処分制限財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過するまで、あらかじめ市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の規定に基づく処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、豊橋市未来産業創出事業補助金に係る財産処分申請書（様式第7）に必要な書類を添付し、市長に対して処分制限財産の処分の承認の申請をするものとする。

4 補助事業者が前項の規定により市長の承認を得て処分制限財産を処分することにより収入があると認めるときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第14条 市長は、必要があると認められるときは、補助事業者の名称、補助事業の内容等の補助事業に関する情報を公開することができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
事業化可能性調査事業(事業化の実現可能性を高めることを目的とした、製品、サービスの技術検証)	・市内に事業所を有する事業者(以下「市内事業者」という。)	・機械装置等導入費 ・マーケティング調査費 ・研究開発費	補助率は補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、補助限度額は500,000円とす

<p>又は市場ニーズの調査、検証等を行う事業をいう。以下同じ。)</p>	<p>組織されるグループ（以下「市内事業者等」という。）又はこれらに該当しない事業者（以下「市外事業者」という。）若しくは市外事業者で組織されるグループ（以下「市外事業者等」という。）</p> <p>ただし、複数の事業者が共同で補助事業を申請する場合にあつては全ての事業者が第3条第2項の規定に掲げる者でないこととし、補助対象者が市外事業者等の場合にあつては市内で行う事業であることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料購入費 ・ 借料 ・ 施設利用料 ・ 人件費 ・ 旅費 ・ 謝金 ・ 通信運搬費 ・ 消耗品費 ・ 委託費 ・ 外注費 <p>ただし、機械装置等導入費にあつては補助対象経費総額の3分の2を上限とし、人件費にあつては補助対象経費総額の2分の1を上限とし、また、次世代人材育成事業にあつては、対象事業に係る人件費を除くものとする。</p>	<p>る。</p>
<p>共同研究事業（大学等と共同して、新製品又は新技術の研究開発を行う事業をいう。以下同じ。）</p>	<p>大学等と共同して新製品又は新技術の研究開発を行う市内事業者</p>		<p>補助率は補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とし、補助限度額は2,500,000円とする。</p>
<p>新事業開発事業（新製品又は新サービス</p>	<p>事業化可能性調査事業の補助対象者</p>		

<p>の開発を行う事業)</p>	<p>の要件を満たす者であって、かつ、補助対象者が市外事業者等である場合は、法人等の設立等異動申告書（豊橋市市税条例（昭和25年豊橋市条例第25号）第27条の2第7項に規定する市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告のための申告書をいう。以下同じ。）が市に対して提出されている事業所（以下「拠点」という。）を置いていること（補助事業を行う期間の末日までに、拠点を置いている場合を含む。）</p>		
<p>社会実験事業（新たな製品又はサービスの社会実装を目的に、地域を巻き込ん</p>	<p>新事業開発事業の補助対象者の要件を満たす者であって、かつ、次に掲</p>		<p>補助率は補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とし、補助限度</p>

<p>で実証実験を行う事業をいう。以下同じ。)</p>	<p>げる要件を満たす者 (1) 市外事業者等である場合は、市内事業者等と共同して事業を行うこと。 (2) 事業責任者を市内に常駐（拠点開設後、おおむね営業日の3分の2以上、出勤することをいう。）させること。</p>		<p>額は7,500,000円とする。</p>
<p>次世代人材育成事業（市内を拠点として、次世代の産業人材の育成に資する活動を行う事業をいう。以下同じ。)</p>	<p>・2名以上で構成されたグループであること。（グループの構成員の半数以上が市内の高校、大学、大学院、専門学校に在籍する学生であること）</p>		<p>補助率は対象経費の10分の10以内の額（1,000円未満切捨て）補助とし、補助限度額は250,000円とする。</p>

別表第2（第5条関係）

補助事業	必要書類	
	共通	個別
事業化可能性調査事業	1 豊橋市未来産業創出事業補助金交付申請書（様式第1）	1 事業計画書
共同研究事業	（ただし、共同研究事業の申請にあっては、補助対象者と	1 事業計画書 2 事業化ロードマップ

<p>新事業開発事業</p>	<p>大学等の研究者の連名とすること。)</p> <p>2 本社及び主たる事業所の所在する市区町村に係る納税証明書又は未納がないことを証する書類</p> <p>3 履歴事項全部証明書の写し</p>	<p>1 事業計画書</p> <p>2 事業化ロードマップ</p> <p>3 拠点進出に関する誓約 (既に市内に拠点がある場合は、不要とし、拠点を設置した際には「法人等の設立等異動申告書」を市に提出すること。)</p>
<p>社会実験事業</p>	<p>(個人事業主の場合は、開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し)</p> <p>4 事業者概要</p> <p>5 会社案内等事業の内容が確認できる書類</p> <p>6 補助金の申請をしようとする年度以前の直近2期分の決算書</p> <p>7 暴力団排除に関する誓約書</p> <p>8 補助事業に要する費用の内訳書</p> <p>9 事業のスケジュール</p> <p>ただし、グループで申請する場合にあっては、上記の2から7までを事業者ごとに提出すること。</p>	<p>1 事業計画書</p> <p>2 事業化ロードマップ</p> <p>3 拠点進出に関する誓約書 (既に市内に拠点がある場合は、不要とし、拠点を設置した際には「法人等の設立等異動申告書」を市に提出すること。)</p> <p>4 人員配置に関する誓約書</p>
<p>次世代人材育成事業</p>	<p>1 豊橋市未来産業創出事業補助金交付申請書(様式第1)</p> <p>2 グループの概要が分かる書類</p> <p>3 グループ構成員名簿</p> <p>4 グループの活動実績等が分かる書類(チラシ等を含む。)</p> <p>5 事業計画書</p> <p>6 補助事業に要する費用の内訳書</p> <p>7 事業のスケジュール</p>	

様式第 1 (第 5 条関係)

豊橋市未来産業創出事業補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補助年度	年度	申請事業	豊橋市未来産業創出事業補助金 (事業)
補助事業の名称			
交付申請額		円	
添付書類			
誓約事項 ※相違ない場合は□にチェックをいれてください		<input type="checkbox"/> 本補助事業は、要綱第 3 条第 3 項に規定する助成金の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業ではありません。	

様式第 2 (第 6 条関係)

豊橋市未来産業創出事業補助金交付決定通知書

豊橋市指令地イ第 号

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長



補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
交 付 金 額	円
交付予定時期	年 月
交 付 条 件	

様式第3（第7条関係）

豊橋市未来産業創出事業補助金計画変更等承認申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

年 月 日付け豊橋市指令地イ第 号で交付決定通知のあった豊橋市未来産業創出事業補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

補助事業の名称		
計 画 変 更 等 の 内 容		
当 初 計 画	変 更 等 計 画	
内容と金額	内容と金額	
変更又は中止（廃止）の理由		
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）	
添付書類	・ 変更内容がわかるもの	

様式第 4 (第 7 条関係)

豊橋市未来産業創出事業補助金変更等決定通知書

豊橋市指令地イ第 号

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付け豊橋市指令地イ第 号により交付決定した補助金について、次のとおり変更したので、豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

豊橋市長

印

補助事業の名称	
変更前の交付金額	円
変更後の交付金額	円
変更増減額	円
交付の条件	

様式第 5 (第 8 条関係)

豊橋市未来産業創出事業補助金実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
補助事業者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令地イ第 号
補 助 年 度	年度	補助事業の名称	
補 助 事 業 の 実 施 場 所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定通知額	円		
添 付 書 類			

様式第 6 (第 9 条関係)

豊橋市未来産業創出事業補助金確定通知書

文 書 番 号
年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

様

豊橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を
確定したので、豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令地イ第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 事 業	
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額		円	
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額		円 (補助対象)	
補 助 率			
補 助 金 の 交 付 確 定 額		円	
(交付決定通知額) - (交付確定額)		円	

様式第7（第10条関係）

豊橋市未来産業創出事業補助金に係る財産処分申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

年度において、豊橋市未来産業創出事業補助金により取得した財産処分を行いたいの
で、豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業実施事業所名
- 2 処分の内容
(取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保、取り壊しの別)
- 3 処分の理由
- 4 取得財産の理由
 - (1) 財産の名称
 - (2) 財産の所在地
 - (3) 補助金額
- 5 添付書類
 - (1) 実績報告書及び補助金額の確定通知書の写し
 - (2) その他参考資料